

最高裁第2回「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」に対する意見書

2007年（平成19年）9月13日

日本弁護士連合会

最高裁判所が本年7月14日に公表した裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（以下「第2回報告書」という。）について、当連合会の意見を述べる。

第一 総論

平成17年7月15日最高裁判所が公表した「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」（以下「第1回報告書」という。）に対する平成17年10月18日付当連合会意見書（以下「第1回意見書」という。）において、当連合会は、第1回報告書に基づく検証結果につき、最高裁が裁判の迅速化に係る基礎データを分析し、その結果を広く国民に示したこと、また、最高裁判所が、裁判の迅速化に関する法律（以下「迅速化法」という。）を基盤整備法として位置づけたことについては、これを評価した。そのうえで、裁判の迅速化を検証するに当たっては、審理期間という側面のみが強調されるあまり、裁判の適正や充実があろそかになることのないよう配慮すべきであることを指摘した。さらに、以後の課題として裁判の適正、充実の観点及び司法制度及び人的・物的体制の基盤整備の観点からの検証を行うべきことを指摘するとともに、事案に応じ期間の長短がありうるという実態を踏まえて以後の検証を行うべきことを趣旨とする意見を公表したところである。

第2回報告書では、第1回目の報告に引き続い裁判の迅速化に係る新たなデータが具体的かつ客観的に検証されており、その点は評価すべきものである。

特に、第2回報告書においては、民事・刑事事件の審理期間に影響を及ぼす要因分析や事件類型別に審理期間に影響を及ぼす要因とその背景事情が多角的に考察されており、より実証的なものとなっている。

また、第2回報告書は民事事件における人証調べに要する期間の比重が下がっているのに対し、争点整理に要する期間が長期に及んでいると指摘している。こうした実情を踏まえ、第2回報告書は、今後争点整理期間と審理期間との関係についての検証をすべきことを提案しており、今後の課題として、争点整理期間における訴訟代理人の事件への関与のあり方、依頼者との関係、争点整理の期日間の準備状況等の実情とそれが審理期間に及ぼす影響等を検証することが必要だとしている。

しかしながら、裁判の迅速化の検証においては、単に審理期間だけの問題ではなく、適正かつ充実した審理を実現すべきこと及びそのための制度及び人的・物的基盤を整備することこそが重要である。争点整理のためには相当の期間を必要とするのであり、民事訴訟が十全に機能しているかという観点から検証されるべきである。

1 今後の検証作業において考慮すべき事項

（1）第2回報告書（概要）の（序論）-2-（2）-アにおいて、審理期間の中で比重の大きい争点整理期間について、検討すべき事項として、迅速化法が予定する様々

な基盤整備を行うための的確な視点や資料を提供していく必要があると指摘されているように、審理の適正、充実の観点からは、迅速化とともに司法制度及び人的・物的体制の基盤整備の観点からの検証を行うことが重要である。

(2) 既に第1回意見書でも指摘したところであるが、証人の絞り込みがされていることが充実した争点整理の結果だといえるかについては十分な検証が必要であり、証人、鑑定、検証の過度の絞り込みがされていないか、されているとすれば審理の充実に影響を与えていないかという視点からの検討が必要である。

(3) 審理の適正、充実の観点からすると、民事訴訟の争点整理期間の短縮が適切とはいえないこともあり、単に争点整理全体の期間にどう影響するかという観点のみから争点整理期日間準備の実情等の検証をすべきではない。審理の適正、充実の観点からは、証拠へのアクセス、証拠の偏在の問題が依然として存在するのであり、そのような事情から争点整理にはそれなりの期間を要する場合がある。この点に関しては、審理及びその準備に資するための証拠、資料、情報の収集のための弁護士法第23条の2に基づく照会制度の充実、戸籍簿・住民票・固定資産評価証明書等の職務上請求、当事者照会、文書提出命令等の制度的及び運用上の問題が残されており、これらの制度及び運用上の問題を整備することが重要である。

(4) 民事控訴審については、平成18年1月から12月までの間に終局した事件の平均審理期間は6.2月であり、全体の70%が受理から6月以内に終局しているということであり、これらの数値だけを見ても既に審理期間は短いといえる。今後の検証に当たっては、むしろ審理の充実が図られているかという観点からの検証こそが必要だと考えられる。

例えば、相当数の事件について控訴審第1回期日で終結するという運用があり、これが控訴審審理期間が短いことに寄与していると思われるが、これを原則とするような運用は民事控訴審を事後審化するものではないかという懸念もあり、審理の充実という観点からは疑問がある。また控訴審第1回期日に終結された事件で第一審判決が取り消されるような場合には、控訴審敗訴当事者にとって不意打ちとなることもあり、そのような運用は審理の適正、充実の観点から問題である。このような問題意識を踏まえて検証をすべきである。

(5) 第1回意見書において既に述べたとおり、刑事事件については基本的に迅速化が既に実現されており、適正、充実こそが重要な課題となっている。

刑事裁判については既に平成18年1月から12月までに終局した地方裁判所の刑事通常第一審事件の平均審理期間は3.1月であり、審理期間が1年を超えるものは1.6%、2年を超えるものは0.3%にすぎないとされている。また、刑事控訴審事件については、同じく平成18年1月から12月までの間に終局した刑事控訴審事件の平均審理期間は3.2月であり、全体の6割を超える事件が3月以内に、9割を超える事件が6月以内に終局しているということであり、刑事事件は既に相当程度短縮化が図られているものと評価できる。

平成17年11月から公判前整理手続が導入されたが、第2回報告書にも指摘されているように、十分な運用実績や先例の蓄積もない過渡期にあるため、その実績について有用な検証ができる段階にはない。

審理の充実という点からは、十分な証拠開示を実現することとともに被告人の身体

が拘束されている場合の公判準備の困難性を解消するために身体拘束の解放が早期になされるべきだという問題があることを特に考慮しなければならない。

(6) また、公害事件など長期化する傾向にある事案において裁判官の交替が審理期間に影響を与えることについても考慮されるべきである。

(7) 第1回意見書においても指摘したが、今後の検証に当たっては、本庁・支部ごとのデータに基づき、司法基盤の人的・物的側面についての地域的状況が裁判の充実にどのような影響を与えるかについても検証がなされるべきであろう。

このような観点から、具体的には裁判官一人当たりの手持事件数、処理件数のほか、裁判官以外の裁判所職員人数および執務体制等のより深化した検証、物的体制面に関する裁判所の法廷の数と利用頻度及び開廷日数等、また、法廷以外の必要スペース(和解室等)の数と利用頻度の実情を検証し、公表すべきである。

2 当事者から見た検証のあり方

民事訴訟の争点整理にどれだけの時間を要するかについては、当然ながら事案の性質によるのであるし、事件類型によっても争点整理に要する期間は大きな影響を受ける。

また、訴訟代理人が訴え提起前に、依頼者からどの程度事件の内容を聴取し、関係証拠を収集して分析・検討しているか、訴訟前の交渉を行っているかについて等も争点整理に要する期間に影響することはそのとおりだと考えられる。

他方、裁判官の繁忙度や裁判所の人的・物的体制が争点整理期間にどのような影響を与えるかということも検証すべきである。

更に、証拠収集に関して調査嘱託、送付嘱託の各手続、照会制度等によって争点整理に必要な証拠、資料、情報を集めることができるようにするための整備がなされることが重要であるとの前提で今後の検証が行われるべきである。

今後の検証作業においては充実した争点整理がなされることこそが重要であり、審理の適正、充実の観点を離れて、期間を短縮することを目指すという方向を前提に検証がなされるべきではない。迅速化法が基盤整備法であることを踏まえ、適正、充実の観点も踏まえた検証がなされるべきである。

第二 民事

1 相続関係訴訟について

(1) 相続関係訴訟は、多岐かつ長期間にわたる事実関係の解明が必要になることに加えて、客観的証拠の不足や偏在、関係者が多数に及ぶこと等から、事実や争点の整理に労力を要し、相当な審理期間を必要とすることは避けられない。また、被相続人への貢献度などに関する見解の相違や、個々人の家族観・価値観など、感情的対立が激化し、進行に影響する場合が少なくない。

第2回報告書ではそれらの点の基本認識が示されている。

(2) 背景事情の考察について

多数の主張立証

第2回報告書には、長期化の要因として多数の事実を十分整理せずに提出する、証

拠を小出しにするなどの考察があるが、一概に当事者の責任とばかりはいえない。相続関係訴訟においては、どんな主張立証が重要なのか、初期の段階で見極めにくいことも多い。当事者心理としては、多様な主張を出し、相手方から指摘されたことに逐一反論せざるを得ない面がある。どの争点に対する主張立証なのか、主要事実・間接事実の別などを早期に整理して主張立証の位置付けを意識した訴訟進行が、当事者、裁判所に等しく求められる。

当事者多数

当事者が多いと期日調整が容易でなく、期日の間隔が開きやすいため、訴訟の進行状態に照らして出頭する意味に乏しい当事者の都合で期日の間隔が著しく開くことがある。期日間にどの当事者が、いつまでに何をすべきかの認識を十分に共通にし、裁判所から進行状況の確認を行うなど適切に管理すれば、当事者多数を原因とする長期化は防止できる余地はある。

調査嘱託、文書送付嘱託などの証拠収集

自主的な資料開示や、早期の和解を期待しているうちに結局は決裂し、期間を費してから調査嘱託等を行う展開になることがあるため、どの段階でこれらを行うかの見極めには注意が必要である。また、近時は開示の拒絶も目立っており、これらの制度の強化・整備が検討課題である。

感情的対立とADR

第2回報告書は、相続関係事件に特徴的な感情的対立について、早期の段階でADRを利用することなどにより、対立が激しくなる前に解決できる可能性、訴訟に持ち込まれる感情問題を軽減できる可能性に言及している。しかし、相続関係訴訟において適正、充実した審理がなされることが重要であり、そのうえでADRの機能が検証されるべきである。

関連事件待ち

第2回報告書は関連事件待ちで審理が長期化することがあることを指摘している。審理の併合はできないにしても、同一の係へ記録を回付するなどの運用改善が必要である。実情は、関連する別件の内容を知らない裁判官が、次回期日を指定するだけのケースや、別件の解決内容が相当量の書証となって提出されてから把握と整理に時間を要しているケースもある。また、家庭裁判所が主体性を発揮すれば、審判手続で解決できる前提問題について、地方裁判所によるべき事項だとして、家庭裁判所が地方裁判所に委ねる傾向も見られる。

関連事件の影響で審理が停滞することには、事物管轄など制度上一定のやむを得ない部分はあるにしても、現状のままでは相続関係訴訟の早期解決を望む国民の期待に応えられているか疑問であって、複数の関連事件の解決のあり方は重要な課題といえる。

2 境界確定訴訟

(1) 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

境界確定訴訟においては当事者から検証の申立てがされることがあるが、裁判所は時間的な制約や調書作成の手間等から消極的であることが少なくない。しかし、必要な検証を適切な時期に行なわないと、審理を長引かせる要因になり、当事者の納得も得られない

思われる。

(2) 背景事情等に関する考察

第2回報告書は「平成15年の民事訴訟法改正により、訴え提起前に一定の要件を満たせば、専門家に意見の陳述を嘱託できるようになった。この制度を用いて、訴訟前の段階で、土地家屋調査士に測量の上、共通図面を作成してもらうことが考えられる」としている。しかし、この制度（民訴法132条の4、1項3号）は活用されておらず、これまで同制度を利用して図面が作成された例はほとんどない。同制度の仕組み及び運用に問題がないか今後検討が必要である。

3 多数の事実主張ある損害賠償請求訴訟

(1) 先物取引その他の金融取引に関する損害賠償請求訴訟、横領を理由とする損害賠償請求訴訟などにおいて、多数の事実に係る主張がされることがあり、裁判所による争点整理に時間がかかることが少なくない。これは先物取引等の金融取引に関する損害賠償請求訴訟では特殊な専門分野に関する知識が必要であること、横領を理由とする損害賠償請求訴訟では証拠の偏在があることなどがその原因だと考えられる。

このような訴訟においては、例えば裁判所が積極的に証明権を行使し、また、弁論準備手続等において争点整理を積極的に行って争点整理に務めることによって長期化を避けることができると考えられる。

なお、消費者被害事件と考えられる金融取引事件も多数発生していることに留意する必要がある。

(2) また、先物等の取引や横領に関する訴訟において、帳簿や領収書等の裏付け資料が提出されない場合があるが、このような場合には証拠が偏在しているケースが少なくない。裁判所が積極的に文書提出命令、文書送付嘱託、調査嘱託手続を活用することによって真相が解明されることも少なくないと考えられる。

(3) 先物取引やデリバティブ等の金融取引について、当事者・代理人・裁判所に専門的知識が不足し審理が長期化する傾向にあるが、事案によっては、適切な時期、対象を選んで専門的知識を活用することが有用な場合もあると考えられる。

こうした多数の事実主張のある損害賠償請求についてADRが適切な解決手段である場合はそれほど多くはないと考えられる。ADRは、あくまで訴訟により迅速、充実した解決手段が確保されている状況において活用されるべきものである。

(4) なお、先物取引、金融取引等による損害を主張する個人が訴訟提起をする場合には証拠へのアクセスが困難であって協力を得られる専門家の探索と準備に時間がかかることに配慮がされるべきである。また争点整理をしてもなお必要な証人が多数に及ぶ事案も少なくないと考えられるが、そのような事案についてはむやみに証人調べを絞ることなく実施すべきである。

4 医事関係訴訟

(1) 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因について、第2回報告書において検討された内容はいずれも一般論としてはそのとおりである。

(2) しかしながら、専門委員制度の利用はまだ始まったばかりで、実際の運用は専ら各裁判官の訴訟指揮に委ねられている現状である。専門委員の選任手続の透明性がはかられて

いるか、専門委員に対する質問事項は適正か、弁論主義との関係、裁判官の心証形成に必要以上に影響していないか、専門委員の説明結果を訴訟記録上どのように取り扱うか、特定の専門委員の過重負担となっていないか、専門委員に対して訴訟結果が報告されているか等々の運用上の問題点も指摘されており、裁判所において今後、運用の面での十分な配慮が必要である。

(3) 裁判所の集中部の設置については、迅速化という面では評価がされるべきであるが、全国10地方裁判所のうち従前から存在する合議体とは別に、新たに裁判官を配置して、集中部を設置している裁判所は少ない。このため一般民事事件の配点等の混乱が生じ、現場の裁判官の負担が増大しているおそれのある裁判所もあるように見受けられる。

また、集中部が設置された裁判所において、支部裁判所に提起された医事関係訴訟を本庁集中部に回付するという対応がとられている裁判所もあるが、当該支部にて合議体が組める裁判官が存在し、一般民事事件は審理を受けることができるのに、医療関係訴訟は審理を受けることができないという当事者の不利益に対して、十分な理解を得られているとは言いがたい現象も認められている。

(4) 裁判外の手続について第2回報告書では医事紛争の裁判外解決や資料の訴訟の審理においてADRの活用可能性について触れている。しかし現実には、ADRは現時点では十分に機能しているとは言い難く、誤解を招く危険性があると思われる。

5 建築関係訴訟

(1) この分野においては専門的知見にいかにアクセスすることができるかが審理期間に影響を与える要因となる。近年専門委員が積極的に活用されており、建築士等の専門家が関与することが少なくない。例えば、補修の要否・方法や損害の補填について、当事者双方の主張が大きく乖離することがあるが、こうした補修の要否・方法、損害額について、専門的知見を活用するべきである。

(2) このように建築関係訴訟において専門委員が訴訟に関与することによって充実した審理がなされる場合もあるが、他方、専門委員の選任手続の透明性、専門委員への質問事項の適切性の確保、専門委員の説明と裁判における心証形成との関係等運用上十分な配慮が必要である。

(3) なお、第2回報告書で紹介されている争点整理シートは、争点を整理するために有用であると考えられるので、活用が期待される。

もっとも、事案により当事者にとって的確な争点整理シートの作成が困難である場合や時間がかかる場合もあり、このような場合には、裁判所や専門委員による適切な配慮がなされるべきである。

(4) また、当事者、裁判官と専門家調停委員とが現地に赴いて建物の現状に照らして真の争点を見極めるという工夫がされているとのことであるが、このような工夫が一般的になされることが必要だと考えられる。

6 知的財産権訴訟

(1) 平均審理期間は劇的に短くなっていると評価してよく(平成9年に25.1月であったものが、平成18年には12.1月)、かつ、現在の平均審理期間は実質的には、他の訴訟と比較しても十分に短くなっていると評価してよい。また、控訴審の平均審理期間も

8. 6月であり、十分に短くなっていると評価してよい。

すなわち、知的財産権訴訟では、第2回報告書指摘の長期化要因がある上に、知的財産権訴訟の多くは事前に交渉がなされ裁判外での和解が出来なかった事件であり、裁判所においては双方に代理人弁護士が付き、争点についての実質審理が行われている事件がほとんどである。このような実質を考慮すると、「十分に短い」と評価してよい状況にある一方、これ以上の迅速化は、充実した審理の要請や被告の防御権を侵害したりするおそれの方が高いと考える。

(2) 審理期間の短縮化とその諸施策の評価

短縮化のために種々の施策が実施されているところであるが、その中でも特に、裁判官などの人的態勢の充実が審理期間の短縮化に顕著な効果があったものと考える。裁判官数は東京地裁で平成9年には8人であったところ平成18年には17人、大阪地裁では同3人が6人に増員されている。このことは、決して知的財産権訴訟に特有な事柄ではなく、人的態勢を充実させることは、他の専門的事件処理を迅速化させる上で極めて有効な施策であることを示しており、今後裁判所の人的基盤整備の参考とされるべきである。

専属管轄化および知財高裁の新設は、迅速化に一定の効果があったものではあるが、知的財産権訴訟の特質から例外的に実施できたものである。その一方で、とりわけ専属管轄化については裁判を受ける権利との関係で多くの問題を含んでいる。専属管轄化の見直しという根本的な検討のほかに、地方での巡回裁判の施策（専属管轄となっている東京・大阪の専門部が定期的に東京・大阪以外の地で裁判を行う制度）や原告被告両者が出頭しなくとも弁論準備手続においてテレビ・電話会議が可能となるような法的・物的整備がなされることが必要である。

審理運営のモデルの策定とその公表も短縮化に役立つところであるが、裁判所が一方的に策定しただけで実施できるものではないこともいうまでもない。それぞれの訴訟類型ごとに弁護士・弁護士会との協議がなされ策定していくことが必要であると考える。（知的財産権訴訟については年1回の協議がなされるとともにその内容が雑誌において公表されるなどされている。）

知的財産権訴訟については、平均審理期間の大幅な短縮が実現したが、事案の性質上人証調べを要しない事案が多いこと（実施率10.2%）、知財訴訟に精通した代理人が相当数存在し的確な訴訟活動に協力できる状況にあったことなどの特殊性によるところが多く、直ちに他の訴訟類型においてそのまま敷衍できるものではない。

7 労働関係訴訟

(1) 平成18年の平均審理期間（12.5月）が民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約1.6倍となっているが、特に「長期化」と評価するような状況ではないと考えられる。理由は、欠席判決や争いのない事件が少ないと、比較的短期間に終わる事件の相当数が労働審判制（平成18年4月導入）に移行したと推測されること、また、後述のような特殊性があること、などである。

(2) 労働関係訴訟は、解雇に関連する地位確認等請求事件、賃金未払に関連する賃金請求事件の他に、不当労働行為関連（解雇、配転、賃金差別等を含む）、差別事件関連（思想差別、性別差別等による賃金差別、昇級昇格差別、解雇等を含む）、就業規則の不利益変

更や企業閉鎖・企業分割等の多様な事件が存在する。いずれの事件についても、審理期間の長短及び内容の適正、充実の双方を考える上で、証拠の偏在や実質的な主張立証責任のあり方をどうするのかが重要論点である。

(3) 第2回報告書が、「争点多数」の項で、規範的要件や評価的概念について「一義的に明確に認定できるものではなく、争点整理手続を行っても争点を十分に絞りきれないこともあるものと思われる」としている点は妥当である。

(4) 実施されたばかりの労働審判手続について、十分な調査がなされていない現段階で「紛争の実情に則した迅速、適正かつ実効的な解決が図られている」としているが、実施間もない制度であるから、労働審判手続についても手続面・運用面はどうか、人的物的基盤はどうか等、様々な検証を重ねていくことが求められている。特に、労働審判で異議申立て訴訟に移行した事件のその後について、検証が必要である。

(5) 証拠の偏在や不足は、立証の面だけでなく主張整理の面でも、労働者側に困難をもたらすことが往々にして起きる。従って、実質的な主張立証責任のあり方を裁判所が意識することが、適正、充実を確保しながら迅速化を図る上で重要なこととなる。例えば、証拠が偏在しつつ早期に提出されない場合の裁判所の訴訟運営は、どうあるべきか(立証面では、文書提出を促す、文書提出命令など。主張面では、使用者側が知悉している事柄について早期にかつ具体的に主張をしない場合に、釈明や主張を促すなど)。文書提出命令の申立て件数やその判断結果、抗告の状況等は、審理期間の長短のみならず適正、充実の面で重要な意味を持つが、今回も検証項目にあげられていない。次回には検証項目にあげるべきである。

(6) 第2回報告書は「専門的事件処理態勢」の項で、2地裁の専門部、6地裁の集中部の設置を指摘している。これらの専門部や集中部の評価に際しては、多面的に分析する必要がある。

例えば、一つの部が、労働仮処分・労働審判・労働本訴のすべてを扱う場合、実質的な異議申立ての効果の点で疑問を生じる。「規範的要件や評価的概念のあてはめ」という特殊性もあり、部が一つしかない場合、判断の硬直化の懸念も生じる。また、裁判官や職員にとっての過重負担の危惧もある。

労働審判という新しい制度が導入されたが、人的(担当する裁判官、裁判所職員)にも、物的(部屋などスペース)にも、労働審判手続も従前の労働関係訴訟も、いずれもしわ寄せを受ける可能性がある。従って、今後、労働審判、従前の労働関係訴訟、従前の労働仮処分のいずれについても、人的物的基盤整備の状況と適正、充実、期間の状況、裁判官及び書記官一人あたりの事件数の推移や審理期間の推移等、検証し、人的物的基盤の整備・拡充に資するべきである。

8 行政事件訴訟

(1) 第2回報告書により、行政事件訴訟の平均審理期間は、平成7年以降ほぼ一貫して減少する傾向にあり、平成18年の平均審理期間は14.4月となり、第1回報告書で示された平成16年の15.7月からさらに短縮したことが明らかにされた。

行政事件訴訟の控訴審における平均審理期間は7.7月で、民事訴訟全体の平均審理期間が6.2月と比べると1.5月長くなっているが、その差は、1審における審理期間における差6.6月と比べると小さくなっている。

また、行政事件訴訟における審理期間の長期化に影響を及ぼす要因として専門性、争点多数、原告多数、当事者・訴訟代理人（指定代理人）の準備、証拠の偏在、裁判に対する考え方を摘示して検討し、審理の長期化には「やむを得ない面もある」としている点に特段異論はない。

（2）ところで、当連合会は第1回意見書において、訴訟類型、終局区分を考慮したきめ細かな検証と分析を行うべきであること 平成17年4月1日に施行された改正行政事件訴訟法の趣旨がどの程度実現されたのかについて検証を行うことが必要であること 行政訴訟事件専門部、集中部と普通部の別による審理の差異も検証項目に加えるべきであることを指摘した。

（3）第2回報告書では、「補正命令に関する状況」において、行政事件訴訟における補正命令に関する統計が示された（【図146～149】）。（主として）訴状審査の段階で訴訟要件が問題となり、任意の補正の促しに留まらず正式の補正命令が発令された事件が行政事件訴訟全体で約1割強、訴訟代理人が就かない事件で2割強あり、補正命令が出された事件のうち27.9%が訴状却下で終わっているとされている。

補正命令という切り口で、行政事件訴訟において訴訟要件がどのくらいの割合で問題となっているか取り上げたことについては、示唆に富むデータであり、評価したい。

（4）しかし、その他については、基本的には行政事件訴訟を一括りにして検討する方法は変化しておらず、行政事件訴訟の実態や審理の充実、促進に向けた課題の分析としては十分とはいえない。また、改正行政事件訴訟法施行後に改正の趣旨がどの程度実現したのか（あるいは実現していないのか）、判明した課題などについての検証、検討はまったくなされていない。第1回意見書で述べたのと同様にこの点の検証、検討が行われるべきである。

さらに上記（2）の についても「専門的事件処理態勢について」として専門部と集中部のある裁判所を紹介するにとどまっている。この点ももっと掘り下げた検討がなされるべきである。

9 その他専門的知見を要する訴訟

（1）「その他専門的知見を要する訴訟」という分類を新設しているが、採り上げられている訴訟を一つにまとめるにはいささか無理があり、今後この分類の内容・位置づけは課題となろう。

（2）第2回報告書が「その他専門的知見を要する訴訟」について示した評価は、ほぼ、実務法曹関係者の実感に近いものである。

さらに、訴訟の審理や判決に関し、実務上どのような工夫がされているかについて、掘下げた検証がされれば、一層国民の期待する裁判のために役立つように思われる。

（3）第2回報告書では、弁護士の専門化の必要性が強調されている。しかし、日々進歩するコンピューター・ソフトウェア等の開発など科学技術の進歩だけをみても、その分野の真の専門家を探すことさえ困難であり、ましてや弁護士の専門性を求めるには、限度があることは明らかである。そして、専門委員の確保・鑑定人の確保も困難である。

（4）訴訟の準備がどれだけ充実してどの段階でできるかは、まさに裁判以外の様々な社会的・経済的要因によって左右される。また、事案解明に必要な証拠や情報へのアクセスが当事者の方・あるいは双方にとって困難であることが少なくない。これらの要因が、審

理の適正、充実に、また審理期間にも影響していることは明らかである。

証拠偏在の問題は、現行民事訴訟（改正を含む）制定の際の議論（文書提出命令、当事者照会・提訴前証拠収集手続等）にもつながる重要な課題であり、この観点からの検証が必要である。多くの裁判所は、客観的な立証責任とは別に、証拠を所持している当事者の側にその任意提出を促す運用を行なっているといわれるが、任意の提出がなされない場合どのように積極的な文書提出命令の運用をしているのか、細かな検証が必要であろう。また、人証調べが適切になされているかについて、陳述書の利用の実態の適切な検証も必要である。

第三 刑事

1 刑事訴訟事件

（1）裁判迅速化法が成立した時点においても、また、第1回報告書でもそうであったが、さらに、今回第2回報告書が公表され、この間の第一審における審理状況及び第二審の審理状況が明らかとされることによって、刑事訴訟においては、基本的には「迅速化」が実現していることが鮮明となった。

従って、今後は一層、手続の適正と内容の充実が課題となっていると思われる。その意味では、公判における開廷時間の統計が一定事件について採られるようになったことは意義がある。

（2）刑事訴訟は、公判前整理手続や裁判員制度の新しい手続の導入によって、審理期間にも相当の影響が出ることが予測され、既に実施されている公判前整理手続については、一部統計データが出されており、興味深いものがある。

しかし、分析するにはあまりにも短期間であり、今後のデータの集積を待つ必要がある。いずれにせよ、迅速化と審理の充実及び適正手続の観点から、その実態を慎重に見極めていくべきである。

2 刑事訴訟における迅速化状況と適正・充実の視点の重要性

（1）第1回意見書でも述べたとおり、刑事訴訟においては、既に「迅速」は基本的に実現されており、むしろ「適正、充実」面こそが重要な課題となっている。

第2回報告書の調査期間において、刑事通常第一審事件の平均審理期間は、全体で3.2月から3.1月へ、否認事件においては9.4月から8.9月へとさらに短縮されている。2年超の事件は0.3%で変化はないが、今回の検証期間内で行われた審理パターン分析によれば、各パターン独特の事情が窺われ、これらによれば公判前整理手続を行うことにより争点や証拠をある程度絞ることは可能かも知れないものの、やはり相当程度の審理期間を要する事案が存することが示されている。

また、今回加えられた刑事控訴審事件の分析結果によれば、控訴趣意書提出期間を含む控訴審の平均審理期間は3.2月、平均開廷回数はわずか1.7回（公判が開かれずに終局した事件を除いても2.1回）にすぎない。控訴審でも2年超の事件が0.2%あり、その原因分析はなされていないものの、第一審の場合と同様の事情があるものと思われる。したがって、控訴審においては第一審以上に迅速な審理がなされているといえよう。

（2）むしろ、否認事件における第一審の平均取調べ証人数は2.5人であるものの、2.7.

4 %の事件が証人数1人、20.1 %の事件が証人数2人であり、さらに、証人なしの事件が16.9 %もあることは、否認の内容や客観的証拠の程度にもよるので一概にはいえないが、公訴事実につき合理的な疑いを容れない程度の十分な証明を尽くすべく適正かつ充実した審理がなされているかどうかについて危惧がある。

また、控訴事件について、経年変化を見ると平均取調べ証人数はほぼ一貫して減少し、平成8年以降は昭和50年代の半数以下になっていること、控訴理由が量刑不当、判決後的情状及び事実誤認のいずれの場合でも、平均取調べ証人数は0.2人に過ぎない。とりわけ事実誤認を理由とする場合、原判決の証拠評価の適否や原審では提出されなかつた証拠の検討が課題となるのであり、そのためには可能な限りの事実取調べをすることが必要なはずであるにもかかわらず、事実の取調べが非常に少ないということは、いかに控訴審が事後審であるからといっても、適正・充実の視点から見て問題があるように思われる。

(3) なお、控訴審の場合には、事後審査であることもあって、統計上も64.8 %が公判期日2回、すなわち、第1回の期日で審理を終結する例が圧倒的に多い。そのうえ、第1回で相当の時間をかけて事実取調べが実施されるのであれば格別、多くは短時間で終了するため、それが被告人の不満となっている実情も存する。

しかも、事前準備や打合せで、期日の進行がある程度分かっている場合はまだしも、そうでない場合には、事実取調べ請求をした当事者は、どこまで採用されるか分からないままに、第1回公判期日までに、請求した事実取調べ全体について準備をしなければならず、時間・労力等が無駄になるばかりか、準備したにもかかわらず被告人質問の全部又は多くの部分が不採用とされたときは被告人を失望させる結果になっている。

3 公判前整理手続の留意点

(1) 第2回報告書3.4.1(1)に「予断排除の原則は、裁判官が心証を得る目的で証拠の内容を見るなどを禁止するものであり、その目的いかんを問わず、裁判官が第1回公判期日前に起訴状に記載されている情報以外に触れることを一切禁止するようなものではない」というのが大方の理解だと思われるとの記載があるが、これは疑問である。

刑訴法256条6項の解説においても「裁判官が公判前に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類等を見たり、その他予断を生ぜしめる行為をすることを排除しようとする趣旨に基づくものである」と説かれている(条解刑事訴訟法433頁)。判例も「裁判官が事件についての先入的心証を抱くことなく白紙の状態で第1回公判期日に望み、その後の審理の進行に従い、証拠によって事案の真相を明らかにし、もって公正な判決に到達する手続を示したもので、直接審理主義および公判中心主義の精神を実現するとともに裁判官の公正を訴訟手続上より確保し、よって公平な裁判所の性格を客観的にも保障しようとする重要な目的を持っている。」(最判昭27・3・5刑集6巻3号351頁)と説示しているところである。

すなわち、予断排除原則は心証を得る目的があるか否かというような裁判官の主觀に関わるものではないし、また、証拠の内容を直接見るのでなくとも内容が推測できる書類等を見ることも禁止するものと解される。

少なくとも上記引用のような第2回報告書の記載が大方の理解とはいえない。

そして、第2回報告書の上記引用に続く括弧書きの記載からしても、公判前整理手続を導入するための改正刑訴法の下においても、予断排除原則が維持されていることは明

らかである。したがって、公判前整理手続も、予断排除原則に抵触しない限度で運用されなければならないのであって、常にこの視点に立ち返って運用の在り方を検証することが必要である。

(2) 第2回報告書3.4.1(2)および(3)に検察官の証拠開示と弁護人・被告人の主張に関する記載があるが、本来、弁護人も、検察官が検証対象にした全ての証拠を、弁護人の視点で検討することによってはじめて事案を十分に解明することができ、迅速かつ充実した適正な審理が可能となる。すなわち検察官の手持ち証拠の全面開示は、被告人の防御のためのみならず、迅速・充実・適正な審理を目指す裁判所にとっても不可欠というべき事柄である。検察官による積極的な証拠開示が審理の迅速化と充実の観点から極めて重要であることは指摘しておかなければならない。

(3) 第2回報告書3.4.2(2)の被告人の供述の任意性が争点となる場合に関する点は、記載されている内容自体は実情の報告であり、それ自体としては問題がないように見える。

しかし、任意性に関する調査方法として「まず、被告人質問が実施されるのが通例であり（中略）、被告人質問だけで任意性に疑いがないと判断されない場合は」検察官の立証が行われる場合が多いというのは、任意性の立証を事実上被告人に負わせるに等しい運用なされているということにほかならず、このような運用の実情が当然のことであってはならない。

また第2回報告書では取調べの可視化については触れられていないが、取調べの可視化は任意性に関する調査の上で極めて有力な資料となるはずであり、この点は明確に指摘されるべきであろう。

(4) 第2回報告書3.6.3において、公判前整理手続の下では従前存した問題の多くが解消されたと言うが、同手続には予断排除原則との関係で注意が必要であること前述のとおりであるばかりでなく、検察官請求予定証拠以外の手持ち証拠の開示がどこまで実現されるか、また、被告人の主張明示義務が被告人の防御に支障を及ぼさないように運用されるか等については今後の課題であり、これらの点について検証していく必要がある。

これまでの公判前整理手続の運用状況について、当連合会で集約した結果によると、弁護人が開示を求めた証拠につき検察官が拒絶し裁判所に裁定を求めたが、その中で認められなかったとの報告も相当数なされている。

極端な例としては、検察官は存在しないと回答していたが、証人尋問においてその存在が明らかとなった事例があり、証拠開示の実情についてもさらなる検証が必要である。また、被告人側の証明予定事実の明示についても、裁判官が弁護人に対し、検察官証明予定事実に対する認否の書面を提出するよう求めた事例、殺人等被告事件において被告人と被害者が包丁を取り合ってからそれが被害者に刺さるまでの経緯を詳しく主張するよう求めた事例、アリバイ主張について必要以上に具体的な事実や証拠を求めた事例等が報告されている。

公判前整理手続は、審理計画策定のための争点と証拠の整理の手続であり、これを超えて公判審理の先取りをする機会ではないのに、被告人質問での供述内容を予定主張として開示せよと迫るような運用は、法の趣旨にも反するものである。したがって、公判前整理手続については慎重な検証が必要である。

(5) 公判前整理手続を迅速で充実したものにするには、弁護人だけでなく被告人も開示さ

れた証拠を検討するとともに、それを踏まえた被告人と弁護人の打合せが迅速に行えることが必要である。しかし、被告人の身体が拘束されている場合には、時間的、場所的及び環境的な条件から、被告人が弁護人の事務所に来て打ち合わせができる場合に比べて何倍もの困難がある。被疑者段階からの早期の身体拘束からの解放が極めて重要となる。

(6)さらに、公判前整理手続や裁判員裁判における弁護人の態勢について言えば、単独でこれを担うことは極めて困難である。この点につき、日弁連は、平成19年7月6日付け、最高裁事務総局刑事局長宛てに国選弁護人の複数選任についての要望書を提出した。

このようなことから、一定の場合には国選弁護人の複数選任が認められる事例も出ており、弁護態勢の充実にとって大きな前進である。しかしこのような状況においても、当初は複数選任が認められるかどうか不明なまま任せざるを得ないし、弁護人の側で所定の用件に該当することを示して複数選任を申し出なければならず煩雑である。

将来的には少なくとも裁判員裁判・公判前整理手続対象事件については複数選任を原則とすることが望ましい。また、被疑者国選弁護について、死刑または無期の懲役もしくは禁固にあたる被疑事件以外で裁判員裁判の対象となる事件についても、複数選任が認められるようにしていく必要がある。

以 上